

# 答申（案）について

## 答申（案）のポイント

令和7年12月22日  
事務局説明資料



# 答申（案）のポイント

## 01 経緯

これまでの検討

第1回

令和6年11月8日

野木町下水道事業  
の現状について

第2回

令和7年3月26日

下水道使用料の水  
準について

第3回

令和7年8月7日

下水道使用料の体  
系について

第4回

令和7年12月22日

答申（案）につい  
て

現状の課題から今後の推計を踏まえ1年間かけて料金について検討

# 答申（案）のポイント

## 02 現状

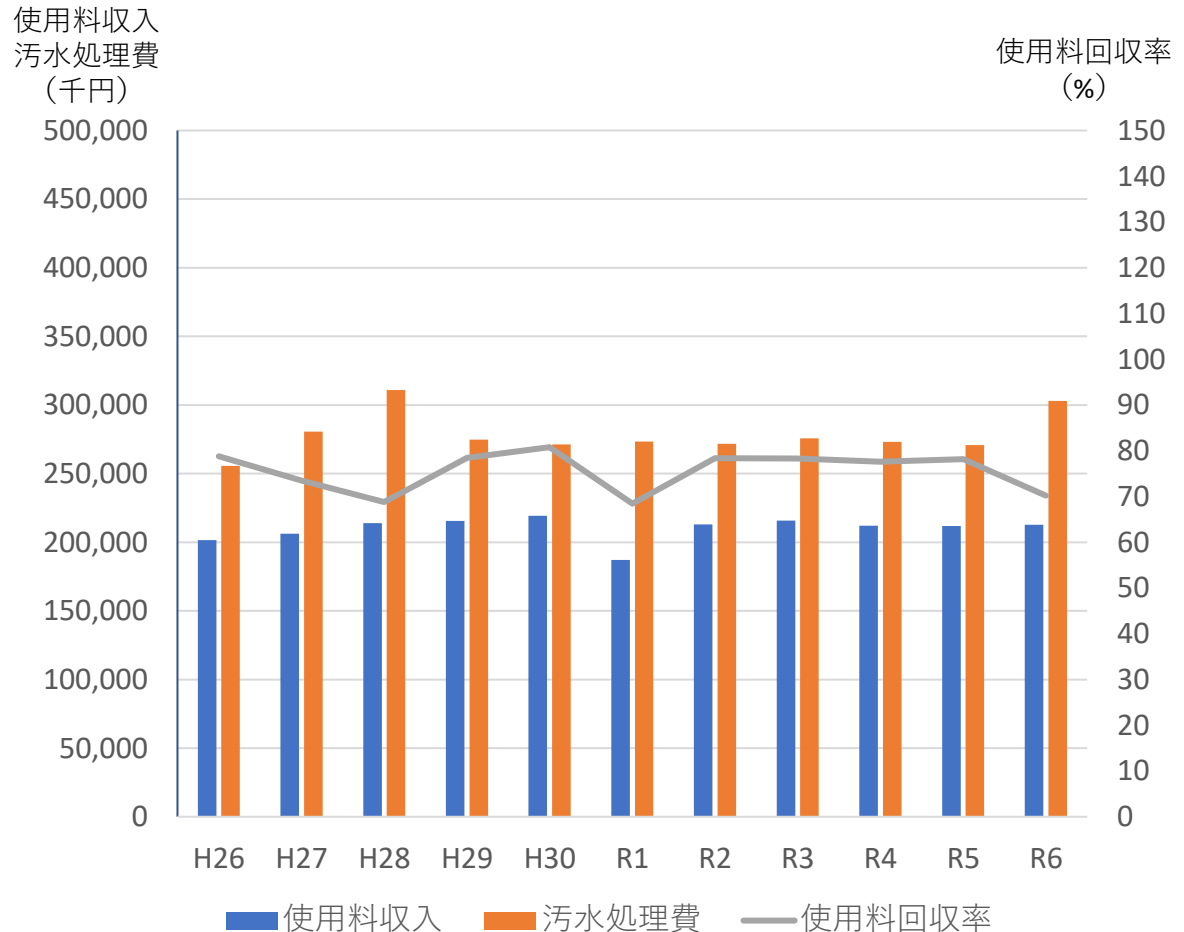
### ▶ 恒常的な使用料収入の不足

#### 物価高騰による汚水処理費の増加

下水道事業では、汚水処理費用を使用料収入で賄うことが基本的な仕組みとなっている。しかし、長年にわたって使用料が不足しており、その結果、汚水処理費用の一部は一般会計(税金)から補てんされている状況が続いている

汚水処理費は約2億7千万円の水準であったが、物価高騰や燃料費・人件費の上昇などの影響を受け、令和6年度には3億円を超えた。一方で、令和6年度の使用料収入は約2億1千万円にとどまっており、概ね9千万円の不足が生じている

この不足額は一般会計から補填てんれているが、税金での補てんは公平性の観点から、改善が求められる



※公営企業法適用によりR1以前は実収入額、R2以降は調定額となる

# 答申（案）のポイント

## 02 現状

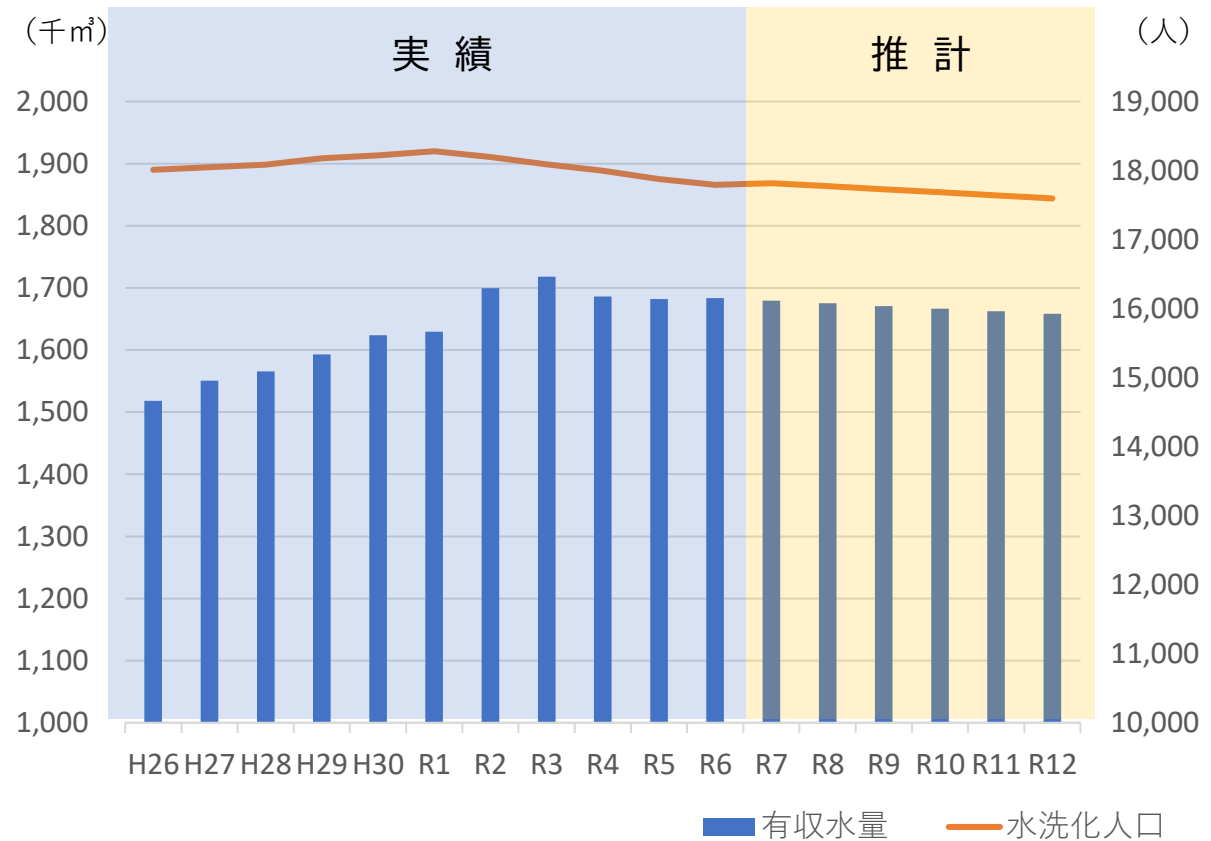
### ▶ 今後の更なる人口減少

#### 有収水量の減少予測

使用料収入に反映される有収水量については、新規整備による接続者の増加により、増加傾向が続き、加えて、令和2年度以降、コロナ禍による一時的な水需要の増加もあり、有収水量はさらに増加した。しかし、コロナ禍による需要増加は一時的なものであり、令和4年度以降は水需要が落ち着き、結果として有収水量は減少に転じる傾向が予測されている。

水洗化人口については、新規接続による増加が見込まれる一方で、人口の自然減少がそれを上回るため、今後減少傾向が続くと予測されている。

水洗化人口の減少や節水機器の普及などの影響を受け、今後の有収水量は減少していくと予想される。このため、使用料収入も同様に減少する見込みである。



※水洗化人口は平均増減率により算出している。

# 答申（案）のポイント

## 02 現状

管路施設が耐用年数を迎える

昭和57年布設

耐用年数：令和12年まで

9.8 km

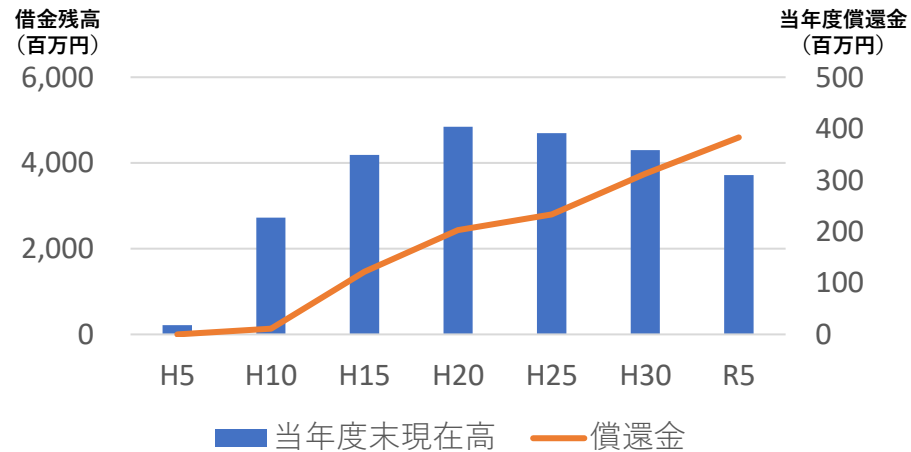
昭和58年布設

耐用年数：令和13年まで

5.6 km

10年以内に約15 kmの管路が耐用年数を超過

多額の整備費用に要する借入金



令和5年度では借入金残高約3.7億円  
償還金約3.8億円

# 答申（案）のポイント

## 02 現状

### 経営環境の変化による課題

①

#### 使用料単価<汚水処理原価

物価の高騰により使用料単価(いただいている使用料の単価)を汚水処理原価(汚水进行处理する単価)が上回っている

令和6年度決算  
使用料単価126.3円/m<sup>3</sup>  
汚水処理原価180.0円/m<sup>3</sup>

②

#### 管路施設の老朽化

初期の管路は昭和57年に埋設しており、老朽化が進んでいる

今後10年間で15km以上の  
管路が耐用年数を超過

③

#### 長期間の料金据え置き

消費税改定を除いた場合、平成9年度に施行した使用料体系が現行まで続いている

28年間変わらないため物価高騰などの社会情勢に未対応

④

#### 財源の一般会計への依存

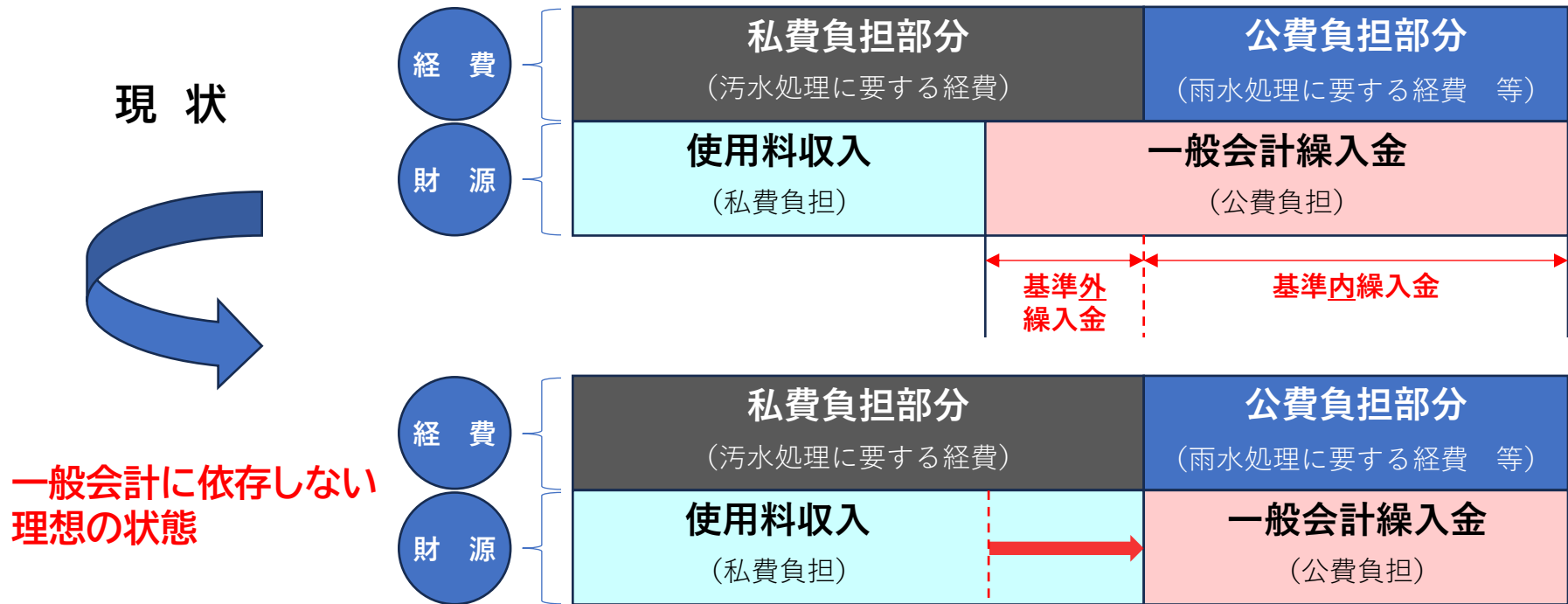
不足額を一般会計から補てんしており、公平性の観点から問題が生じている

一般会計からの補てんが無い場合は資金不足に陥る

# 答申（案）のポイント

## 03 使用料水準

### 一般会計繰入金と使用料の構成



- ・雨水処理などの一部経費は一般会計が負担しており、その負担を「基準内繰入金」、超過分を「基準外繰入金」と呼ぶ
- ・現在、汚水処理に要する経費の一部を基準外繰入金に依存しているが、一般会計の財政状況によって補てんが不可能になる恐れがある
- ・基準外繰入金を解消するため、使用料水準の見直しが必要

# 答申（案）のポイント

## 03 使用料水準

### 使用料水準算定の流れ



### 算定期間 令和7年度～令和11年度

下水道事業は多額の借入金があることから、基準外繰出金を解消しつつ、資金不足を防ぐためには、大幅な改定率を要する

### 令和6年度末企業債

事業	借入残高	償還金
水道	7.4億円	0.5億円
下水道	36.6億円	3.8億円

### 算定期間内の収支を試算した結果

現行水準の使用料収入÷有収水量  
=125.7円/m<sup>3</sup>

➤ 現行では1m<sup>3</sup>の汚水処理に対して125.7円の収入がある

使用料収入で賄うべき収入÷有収水量  
=215.2円/m<sup>3</sup>

➤ 支出額と均衡を図るためには1m<sup>3</sup>の汚水処理に対して215.2円の収入が必要

全体として約**71%**使用料水準の引き上げが必要



急激な値上げになるため、水道料金と同水準の約**25%**を設定

※使用料単価は過去3年平均値

# 答申（案）のポイント

## 04 使用料体系

- ▶ **二部使用料制** 基本使用料と従量使用料を組み合わせた制度
- ▶ **基本水量制** 基本料金に一定の水量を付与 → 国の方針では廃止が望ましいとされている  
(基本水量10m<sup>3</sup>の場合 → 基本料金で10m<sup>3</sup>まで使用可能)

### 組み合わせ設定

- **水道料金比例制** 水道料金の一定割合を下水道使用料として徴収する制度
- **累進使用料制** 汚水排出量が大量になるほど1m<sup>3</sup>当たりの使用量単価を高く設定する制度
- **水質使用料制** 使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課する制度
- **用途別使用料制** 使用者の使用目的等により使用料を区分する方法で、その区分に応じて同じ汚水排出量であっても使用料が異なる制度

現行の体系

二部使用料制

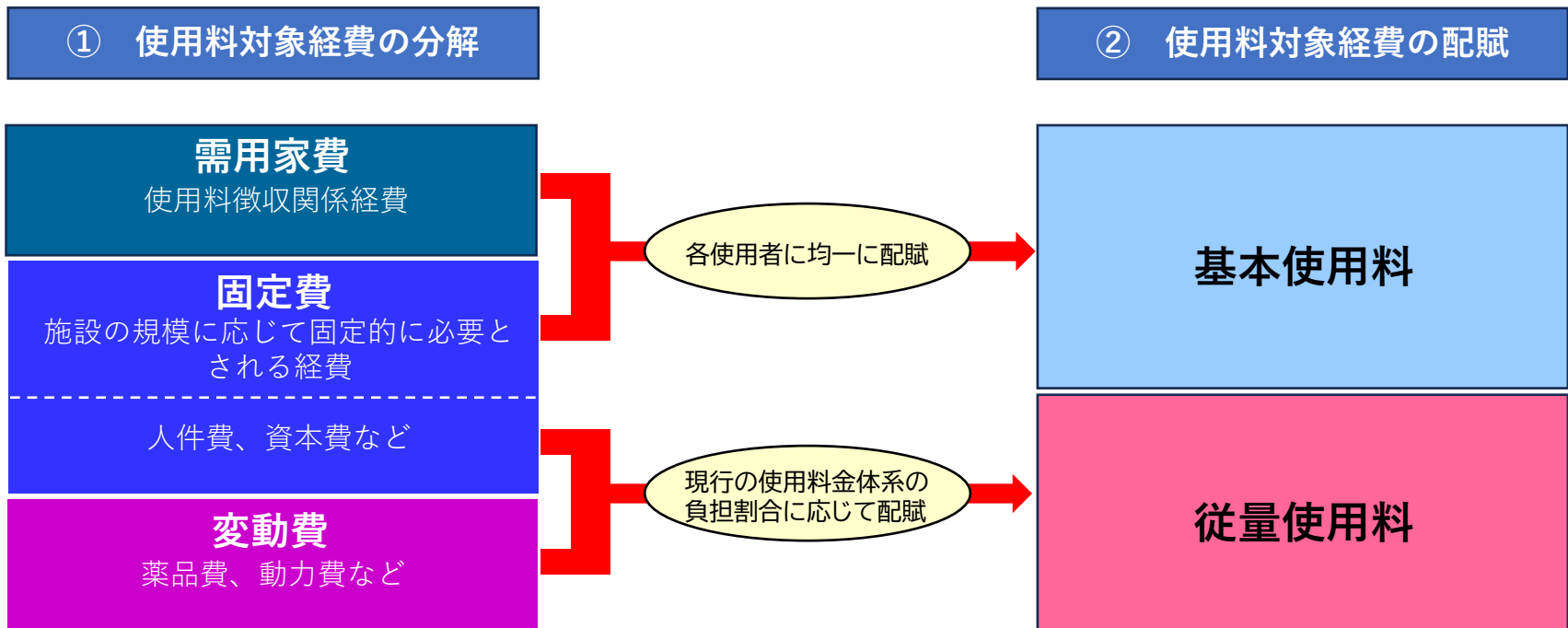
基本水量制

累進使用料制

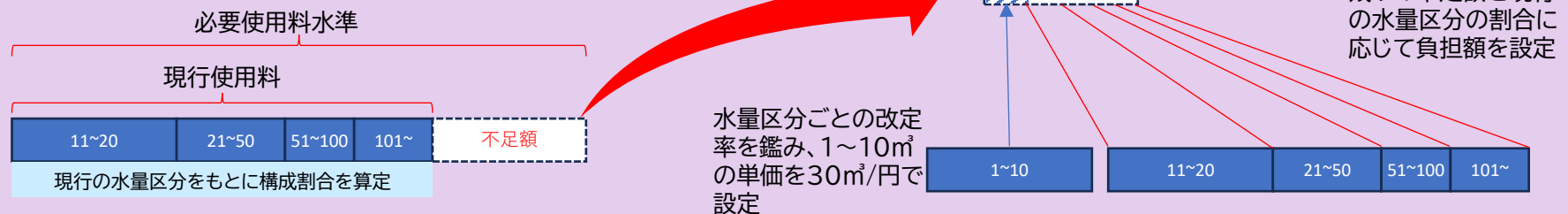
# 答申（案）のポイント

## 04 使用料体系

### 使用料体系設定の考え方



### ～ 従量使用料の配賦 ～



# 答申（案）のポイント

## 04 料金体系

### ～ 改定案のポイント ～

#### 二部使用料制

固定的な経費を負担いただく「基本料金」と使用した水量に応じて負担いただく「従量料金」の構成を一般的な考え方として採用

#### 累進使用料制(逓増型使用料制)の継続

需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦する趣旨に基づき、継続して採用

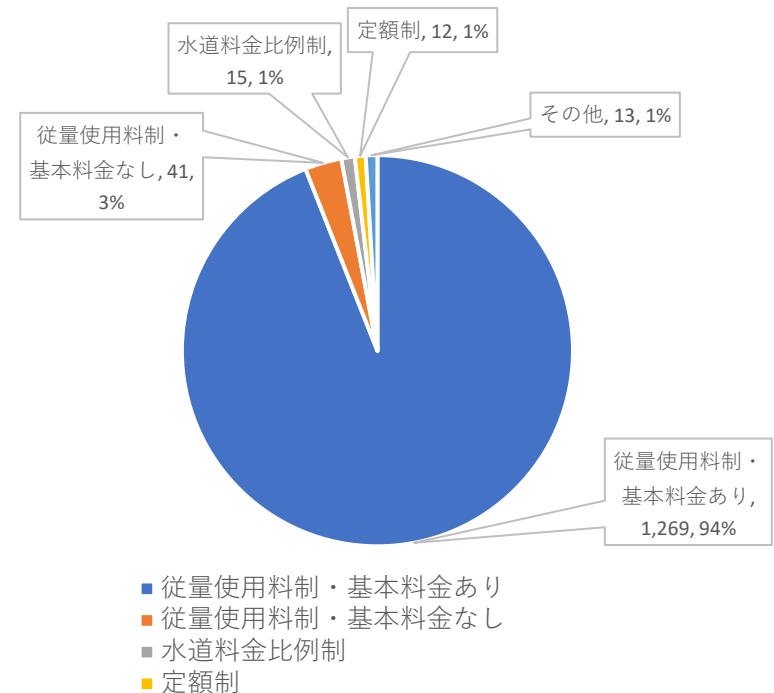
#### 基本水量制の廃止

核家族化や一人世帯の増加によって基本水量に満たない使用者が増加しており、公平性に問題が生じている

#### 現行体系に応じて従量使用料を設定

現行の使用量体系の収入割合に応じて、従量使用料へ配賦することにより、改定率ごとの偏りを抑制

### 全国の使用料体系割合



**従量使用料・基本料金ありのうち、1,040の団体が累進性(全体の約77%が二部使用料制かつ累進使用料制)**

# 答申（案）のポイント

## 05 料金表

### 新使用料体系(案)

- ・税抜き表記
- ・臨時用は現行と同様101m<sup>3</sup>～の単価と同額とする

#### 旧 現行料金表

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	1m <sup>3</sup> あたり
1,100円	0～10m <sup>3</sup>	0円
	11～20m <sup>3</sup>	120円
	21～50m <sup>3</sup>	130円
	51～100m <sup>3</sup>	140円
	101～m <sup>3</sup>	150円

#### 新 見直し後料金表（案）

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	1m <sup>3</sup> あたり
1,090円	0～10m <sup>3</sup>	30円
	11～20m <sup>3</sup>	150円
	21～50m <sup>3</sup>	160円
	51～100m <sup>3</sup>	170円
	101～m <sup>3</sup>	180円

# 答申（案）のポイント

## 05 料金表

水量区分ごとの料金表及び現行使用料との比較を示した

### 見直し後使用料（案）

水量区分(m <sup>3</sup> /月)	現行(円)				改定後(円)				比較(円) 税込	改定率 B/A
	基本料金	従量料金	合計(税抜)	合計(税込)	基本料金	従量料金	合計(税抜)	合計(税込)		
1m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	30	1,120	1,232	22	1.82%
2m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	60	1,150	1,265	55	4.55%
3m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	90	1,180	1,298	88	7.27%
4m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	120	1,210	1,331	121	10.00%
5m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	150	1,240	1,364	154	12.73%
10m <sup>3</sup>	1,100	0	1,100	1,210	1,090	300	1,390	1,529	319	26.36%
15m <sup>3</sup>	1,100	600	1,700	1,870	1,090	1,050	2,140	2,354	484	25.88%
20m <sup>3</sup>	1,100	1,200	2,300	2,530	1,090	1,800	2,890	3,179	649	25.65%
30m <sup>3</sup>	1,100	2,500	3,600	3,960	1,090	3,400	4,490	4,939	979	24.72%
50m <sup>3</sup>	1,100	5,100	6,200	6,820	1,090	6,600	7,690	8,459	1,639	24.03%
100m <sup>3</sup>	1,100	12,100	13,200	14,520	1,090	15,100	16,190	17,809	3,289	22.65%
500m <sup>3</sup>	1,100	72,100	73,200	80,520	1,090	87,100	88,190	97,009	16,489	20.48%
1,000m <sup>3</sup>	1,100	147,100	148,200	163,020	1,090	177,100	178,190	196,009	32,989	20.24%

※水量区分は排出する汚水量を示している  
水道使用者は水道の使用水量を汚水量として認定する

# 答申（案）のポイント

## 06 使用料推計

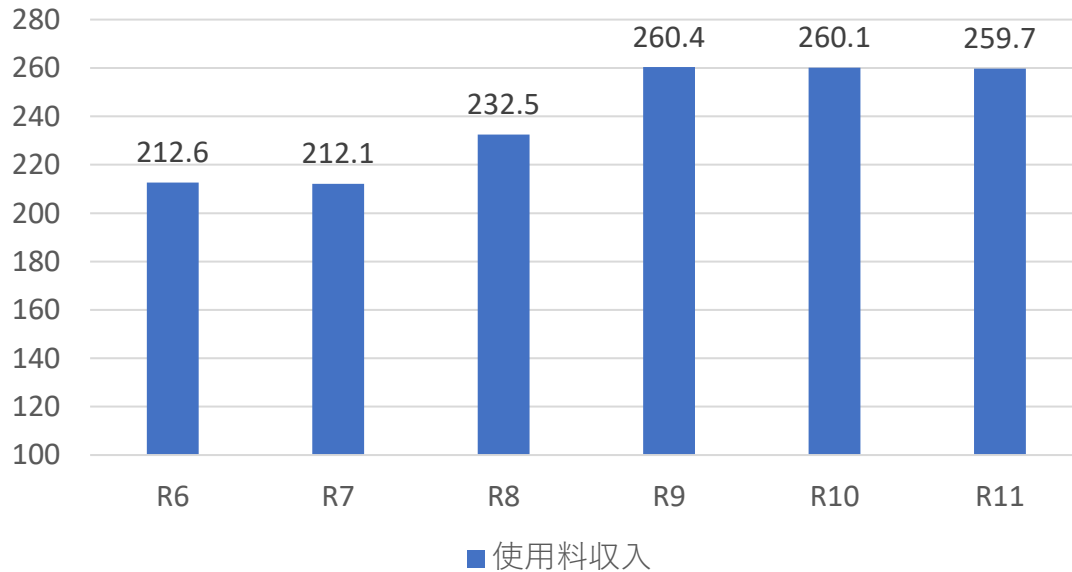
新料金体系(案)を基に今後の水道料金の推計を示した

単位:百万円

項目	R6(決算)	R7	R8	R9	R10	R11
使用料収入	212.6	212.1	232.5	260.4	260.1	259.7
経費回収率	70.2%	68.7%	70.9%	88.0%	80.1%	90.8%

R8.10月使用分(11月調定)から改定を想定

(百万円)



**R6**  
使用料収入  
**212.6百万円**  
経費回収率  
**70.2%**

**R11**  
使用料収入  
**259.7百万円**  
経費回収率  
**90.8%**

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費(公費負担除く)}} \times 100$$

# 答申（案）のポイント

## 07 改定時期

### 改定時期のポイント

公営企業として  
早急な経営改善

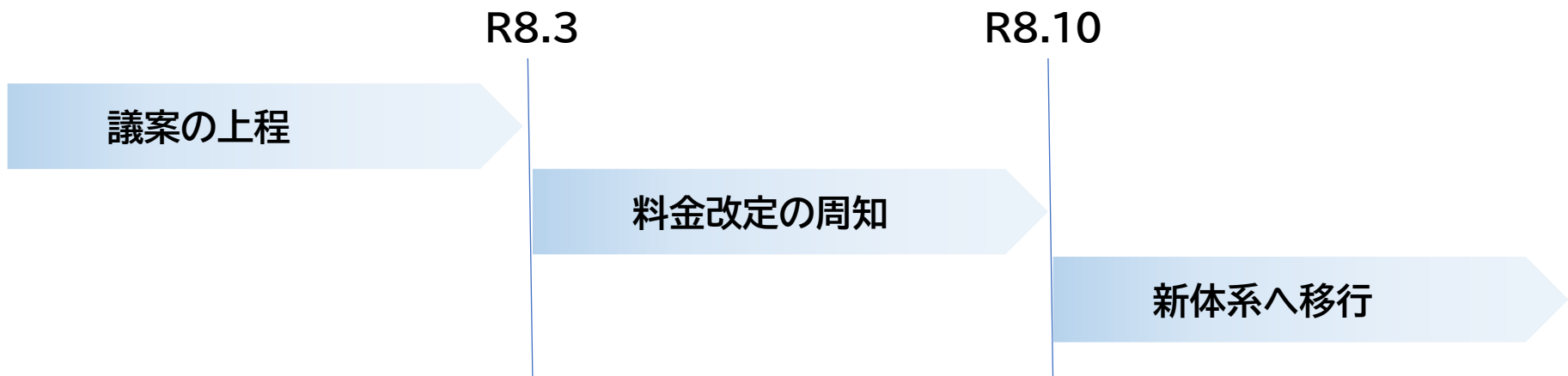
独立採算制の原則に基づき、重要な社会基盤を担う事業として早急な経営改善

下水道利用者  
への理解

十分な周知期間を設け、下水道利用者への理解に努める必要がある

周知期間 半年

令和8年10月1日  
より改定



# 答申（案）のポイント

## 08 附帯意見

適正な下水道使用料水準に係る検討項目に加え、留意される事項を記述

3年から5年程度で定期的な見直しの検討

【物価上昇などの社会情勢の変化の場合でも必要に応じて検討をすること】

平成9年度からの長期間の据置による高い改定率

【積極的な広報活動による利用者への十分な理解を得ること】

使用料改定のみを財政収支改善の手段としない

【業務の改善・合理化による経費の圧縮に努めること】



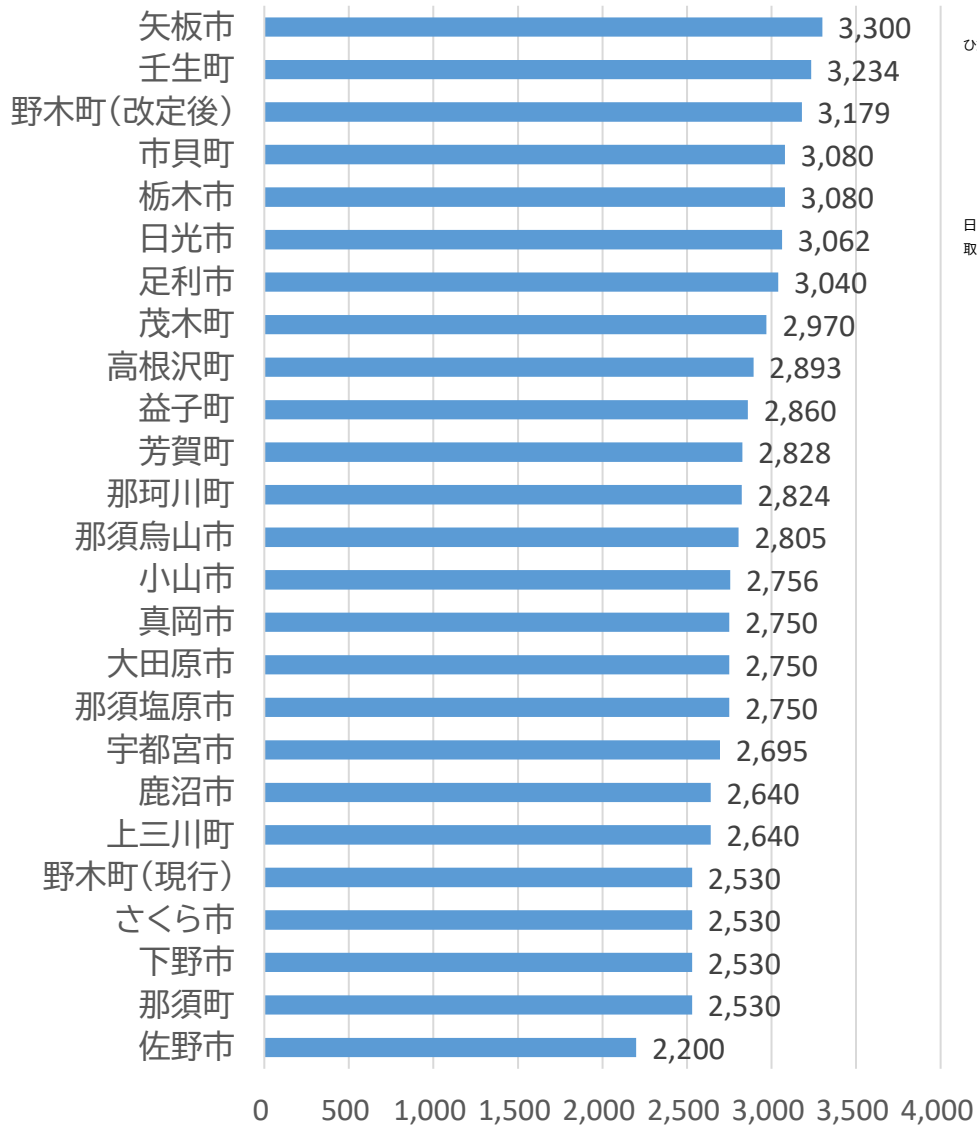
附帯意見

# 下水道使用料比較一覧

## 参考資料

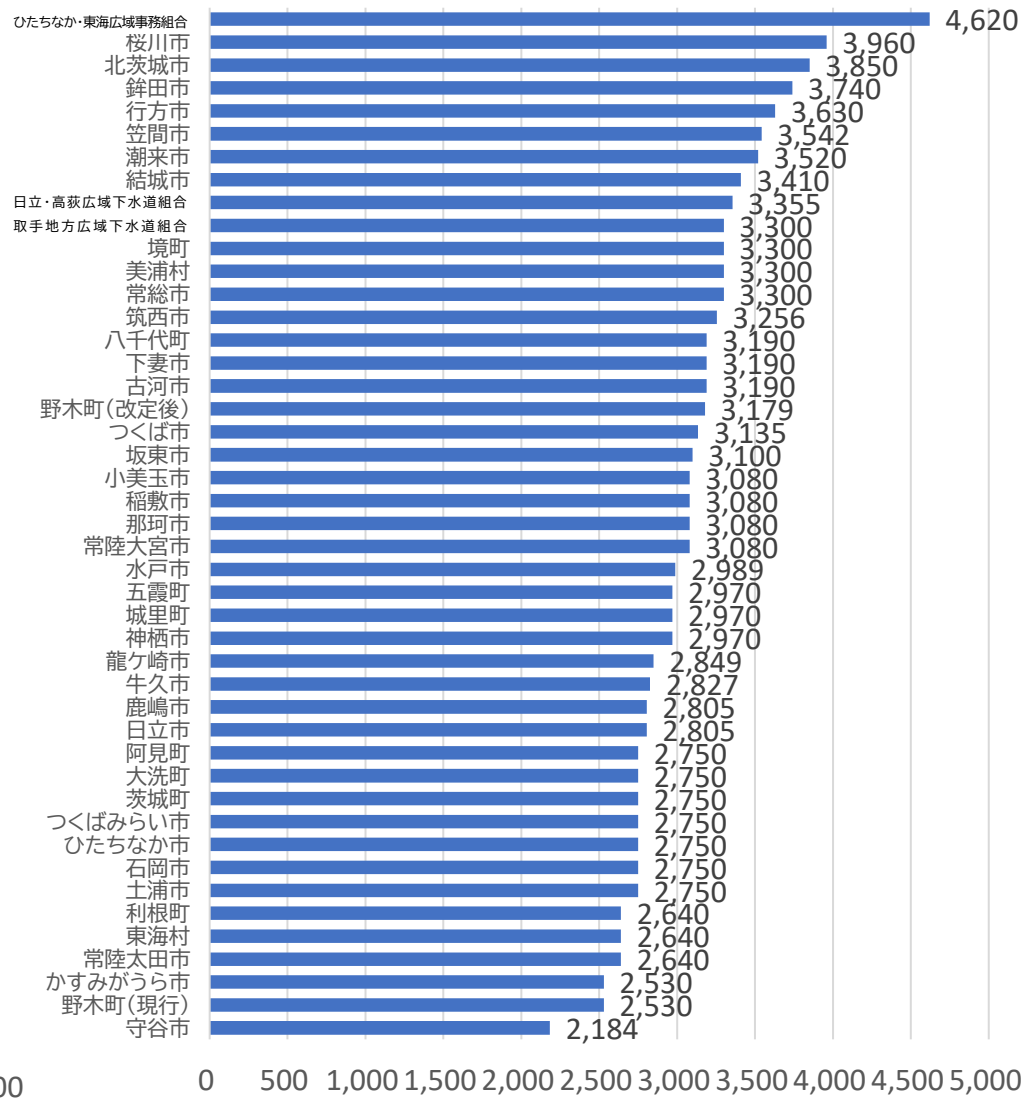
### 栃木県

最大：矢板市 3,300円  
最小：佐野市 2,200円



### 茨城県

最大：ひたちなか・東海広域事務組合 4,620円  
最小：守谷市 2,184円



出典：令和6年度地方公営企業決算状況調査  
令和7年3月31日時点 一般家庭用 20m<sup>3</sup>/月 消費税含む